



素敵な人生

素敵なパートナー



会話推進委員会 江州 山本 委員

数年前のことです。社会福祉協議会が脳いきいき教室サポーターを募集している記事を広報こうしで目にしました。認知症予防が目的で学習や運動のお手伝いをする内容でした。私にも何かできるのではと思い、申し込みました。認知症についての講習を受け、サポーターとして教室に参加。今では学習者との楽しいおしゃべりやゲームで、私のほうがいきいきさせてもらっています。

その後、団地の中央に「居場所づくりの家よんなつせ」ができ、多くの利用会員の人たちが楽しんでおられます。毎週月曜日には、「よんなつせ」で脳いきいき教室を参考にした、脳トレ教室を仲間と一緒に担当しています。この教室では熊本の農産物についての記事をみんなで読んで、いろいろな歌を皆さんで楽しく歌ったり、算数の計算問題やゲームをしています。



人権よもやま話

冬号



人権擁護委員 小林 富代子

人権擁護委員を委嘱され、1年半になります。阿蘇・大津協議会は3つの部会に分かれていて、私は男女共同参画部会に所属しています。この部会は男女共同参画社会基本法に則り、男女の人権を大切にする活動を行います。現在、高校家庭科の非常勤講師もしています。

私が教師になった昭和48年頃の家庭科は女子のみ必修で、男子は体育（柔道や剣道）を行なう、家庭での男女役割分業を基本とした教育課程でした。家庭は男女で営むものであり、男女で学ぶのが自然なことと考えた家庭科教師たちは、男女共学運動を進めました。共学にはなかなかありませんでしたが、「女性差別撤廃条約」を批准するなかで、教育課程の中にある差別を是正する必要に迫られ、

高校では平成6年から男女共学になり現在に至っています。外圧で改善されたのです。

現在中学・高校ともに男女が自然な姿で家庭科を学んでいます。当時の生徒たちは、結婚しどんな家庭生活を過ごしているのでしょうか。平成28年の日本男性の週平均家事労働時間をみると、12時間で女性の5分の1です。男性の育休取得率をみても、民間で2.3%、国家公務員3.1%で、男性が積極的に育児に加担している現状ではありません。

男女が共に働き、共に家庭生活を担うワークライフバランスの社会のシステムづくりはどのようなようにしたら達成できるでしょうか。労働環境の改善、女性の社会進出、女性の政治参加が必要になるでしょう。女性の社会進出により、少子化による労働力不足の改善がされたり、女性の知恵を社会のなかに生かしたりすることで、日本社会の大きな発展につながるでしょう。

償却資産の申告は1月31日(水)までです

▼申し込み・問い合わせ先

税務課 固定資産税班(合志庁舎)
☎(248)1114

償却資産とは固定資産の一つで、会社や個人で工場・商店・農業などを営んでいる人や、駐車場やアパートなどを貸し付けている人が、その事業のために所有する構築物や機械、器具、備品などのことです。

償却資産をお持ちの事業主は毎年1月1日現在の所有状況を、償却資産の所在する市町村長に申告する必要があります。(地方税法第383条)

●特殊自動車は固定資産税の償却資産または軽自動車として申告する必要があります。

●耐用年数が1年未満の資産や取得価格が10万円未満の資産で、規定により損金参入されたものなどは申告の対象になりません。

●太陽光発電設備(10kw以上)は、償却資産として申告する必要があります。申告書類は12月に送付しています。が、新規に事業を始めた場合など、必要な人には送付しますのでご連絡ください。

業種	償却資産の例	業種	償却資産の例
各業種共通のもの	パソコン、コピー機、電話機、テレビ、エアコン、応接セット、駐車場・構内の舗装路面など	建設業	ブルドーザーなどの大型特殊自動車(小型特殊自動車等の軽自動車税の対象は除く)、プレス機など
農・畜産業	ビニールハウス、水田ハロー、管理機、乗用装置のない農耕用耕作機械など	卸売・小売業	陳列台、ショーケース、レジスター、冷凍・冷蔵設備、店内放送設備、自動販売機など
不動産(賃貸)業	外構工事、庭園工事、受変電設備、屋外に敷設されたガス・上下水道埋設管、こみ置場など	飲食業	家具、厨房用品、冷凍冷蔵庫、照明設備、ガスレンジ、カラオケ機器など
製造業	外構工事、フェンス、街灯、庭園工事、緑化施設、製造用設備・機械、受変電設備など	理容・美容業	理容・美容器具、椅子、洗面設備、パーマ器、ドライヤー、消毒殺菌機など
※詳しくはお問い合わせになるか、市ホームページをご覧ください。		医(歯)業	レントゲン装置、歯科診療ユニット、ファイバースコープ、給食用厨房器具など

確定申告電話相談センターが開設されます

●問い合わせ先 菊池税務署
☎0968-25-2121(※自動音声案内)

確定申告の電話相談受付が始まります

1月17日(水)から3月15日(木)まで、確定申告電話相談センターを開設し、所得税や復興特別所得税、消費税、地方消費税、贈与税の確定申告に関する相談を受けています。菊池税務署の自動音声案内で「0」番を選択してください。

※時間帯によってつながりにくいことがあります。

平成28年以降の申告はマイナンバーの記載が必要です

社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成28年分の確定申告書などからマイナンバーの記載が必要となりました。マイナンバーを記載した確定申告の際は、申告者の本人確認書類の提示が写しの添付が必要です。また、自宅などからe-Taxで確定申告などを送信する場合は不要です。

ぜひ、e-Taxを利用してください。

本人確認書類の例

- ①マイナンバーカード写し(両面)
- ②通知カードの写しと運転免許証や健康保険証の写し

医療費控除には医療費控除明細書が必要です

医療費控除を受ける際は、平成29年分の確定申告から領収証の添付または提示が不要となり、代わりに医療費控除の明細書の作成・添付が必要になります。

医療費などの領収証(医療費通知に係るものを除く)について後日、提出または提示を求められる場合がありますので、確定申告期限から5年間はお自宅などで保管してください。平成28年分以前の確定申告については今まで通り領収証の添付または提示が必要です。

詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。最寄りの税務署へ相談してください。